

1日あたりの金額

1. ユニット型介護福祉施設サービス (I)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位

(1単位: 10.14円)

加算項目

- ・日常生活継続支援加算 46単位
- ・夜勤職員配置加算(II) 27単位
- ・看護体制加算(II) 13単位
- ・科学的介護推進体制(LIFE)加算 40単位
- ・介護職員等処遇改善加算(I) 介護サービス費合計の14%

加算項目については、裏面に記載しています

2. 保険外費用 ※令和6年8月より改正に伴う変更があります

	食費	居住費	合計
第1段階※	300	820	1120
第2段階※	390	820	1210
第3段階①※	650	1310	1960
第3段階②※	1360	1310	2670
第4段階	1500	2900	4400

※の負担軽減を受けるには「介護保険負担限度認定証」が必要になります。(円)

1ヶ月あたり(30日)の総費用の目安

個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	59,864	62,292	64,892	67,354	69,747
第2段階	62,564	64,992	67,592	70,054	72,447
第3段階①	85,064	87,492	90,092	92,554	94,947
第3段階②	106,364	108,792	111,392	113,854	116,247
第4段階(1割)	158,264	160,692	163,292	165,754	168,147
第4段階(2割)	184,528	189,383	194,584	199,508	204,294
第4段階(3割)	210,791	218,074	225,876	232,262	240,441

(円)

その他の希望に応じて生じる料金

行事参加費	希望者・参加者に別途実費を頂きます。
理美容費	
インフルエンザ注射代金	実費負担(65歳以上の方は市町村補助で減額されます)
日用品	個人の希望で購入される衣類・履物・化粧品等は全額自己負担となります。
電気代	テレビ・電気毛布等持ち込み使用する場合は、コンセント1口10円を入居日数分頂きます。
クラブ活動費	生け花クラブなどの花代等 希望・参加者に別途実費を頂きます。
他医療機関での医療費・薬剤費	医療費は個人負担となります。
複写物交付費用	コピー等を希望される場合には、1枚につき10円の実費負担となります。
郵便物等の発送	施設に住所転居や郵便物の転送をされており、代理人様が希望した郵便物を施設から発送する場合には、実費負担となります。
退居時の荷物等の処分費	入居時に持ち込まれた衣類等を代理人様が希望され施設が処分する場合には一律5,000円の処分費負担となります。

加算項目

初期加算	30単位	入所日及び30日以上入院後に再入所した日から30日間加算されます。(該当する場合のみ加算)
安全対策体制加算	20単位	安全対策に関する委員会の設置及び担当者の配置等の体制設備、外部研修への参加や施設職員に介護事故当の対応や予防策当研修体系を整えている施設に加算されます。(初回1回のみ加算)
日常生活継続支援加算	46単位	直近6ヶ月または12ヶ月の新規入居者で、要介護4以上または認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方の入居が一定以上あり、一定数以上の介護福祉士の資格を有する施設に加算されます。
看護体制加算(Ⅱ)	13単位	看護職員が通常定員より1名多くかつ24時間施設と連携が取れる場合に加算されます。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	27単位	夜勤の時間帯に、一定以上の職員を配置している場合に加算されます。
療養食加算	6単位	医師の食事処方箋に基づいて、治療のために特別の食事を提供した場合に加算されます。(該当する場合のみ1日3回が上限)
若年性認知症入所受入加算	120単位	若年性認知症と診断を受けた方が入居し、個別の担当者を定めてサービス提供を実施している施設に加算されます。(該当する場合のみ)
看取り介護加算(Ⅱ) (希望された場合のみ)	1580単位	死亡日
	780単位	死亡前 前日・前々日
	144単位	4日以上30日未満
	72単位	死亡日31日以上から45日前
配置医師緊急時対応加算 (該当する場合のみ)	650単位	早朝(午前6時～午前8時)
	650単位	夜間(午後18時～午後22時)
	1300単位	深夜(午後22時～午前6時)
	325単位	配置医師の通常時間外の場合
入院・外泊時費用	246単位	入院や外泊等の期間は、月に6日を限度として所定料金に代えて算定となります。(該当する場合のみ)
科学的介護推進体制(LIFE)加算	40単位	入居者の日常生活動作、栄養、口腔、認知症の状況その他の入居者の心身に係る情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。
退所時等情報提供加算(Ⅰ)	500単位	入居者が居宅に退居し、退去後医師に対して入居者を紹介した場合に加算されます。(1回のみ算定)
退所時等情報提供加算(Ⅱ)	250単位	入居者が医療機関に退居し、医療機関に対して身体状況や生活歴の情報を提供した場合加算されます。(1回のみ算定)
退所時栄養連携加算	70単位	特別食を必要とする入居者、または低栄養にあると医師が判断した入居者に管理栄養士が退居先の医療機関に栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。(該当する場合のみ1か月に1回のみ)
介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)	サービス費合計の14%	介護現場における人材確保の推進、資質向上、介護福祉士の配置要件、職場環境。労働環境改善等一定の加算要件を満たしている施設に加算されます